

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から47年10月までの国民年金保険料については、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月から47年10月まで

結婚前にA社に勤務していたが、その間、厚生年金保険に加入していたことを知らず、国民年金保険料を実家で親に納付してもらっていた。数年前、A社の当時の事業主の妻から、厚生年金保険に加入していたことを知らされたが、脱退手当金が支給された記録となっており、重複している国民年金の納付済期間については保険料が還付され、納付済期間として認められなくなることが分かった。将来年金を受給するために実家で納付し続けていたので、当該期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和45年3月から47年10月までの期間については、申立内容のとおり、現年度納付により納付していることは認められるものの、申立人は厚生年金保険の被保険者であるため、国民年金被保険者となり得る期間でないことから平成22年2月に当該期間の国民年金保険料の還付が決定されている。

しかしながら、この厚生年金保険の被保険者であった期間は、脱退手当金が支給され年金額の計算の基礎にはならず、年金給付がなされないことが過日確認されたところであり、申立人が国民年金保険料を納付した後既に30年以上にわたり、国庫歳入金として扱われていたことは明らかであることを踏まえると、国民年金の被保険者となり得ないことを理由として申立期間の保険料を還付することは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の納付記録については、昭和45年3月から47年10月までの期間について国民年金保険料納付済期間として記録を訂正すべきものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年6月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年6月から同年9月まで

父親の代から自営業であったため、将来的に年金が必要という認識があり、父親が私と兄弟の国民年金の加入手続をしてくれた。事業の経理も行っていた父親からは、家族全員分の保険料をすべて納付したと聞いている。両親も完納しており、末の弟も20歳からきちんと納付されていることから、私の保険料も20歳から納付されているはずなので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年8月10日に払い出されていることから、申立人はこのころ国民年金に加入したと推認され、申立人が20歳になったことを契機に速やかに加入手続を行ったものと考えられる。

また、申立期間は4か月と短期間である上、申立人の保険料を納付したとする申立人の父親は、国民年金の未納期間はなく納付意識が高かったことがうかがわれ、申立期間当時において国民年金の被保険者となっていた申立人の母親及び兄も申立期間は納付済みであることから、申立人のみが申立期間は未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年12月から49年3月まで

私が、結婚前に住んでいた地域は、役場の担当者が国民年金保険料を戸別に集金しており、私が20歳になってからも申立期間において、亡くなった母が当該集金担当者に保険料を支払ってくれていたことを覚えている。両親と一緒に保険料を納付していたにもかかわらず私の納付記録だけがないのは納得がいかないなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚前に居住していた地域において母親が役場の集金人に申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金被保険者台帳及び還付整理簿を見ると、昭和50年10月23日に申立期間の保険料がいったん納付された後に、51年2月26日付けで当該保険料が還付されていることが確認できる。

しかしながら、申立期間当時、3年制の専門学校生であった申立人は、国民年金法（昭和60年改正前）第7条の規定に基づく国民年金の強制被保険者であるにもかかわらず、行政側が、申立人は4年制の大学生であると誤って認識したため任意加入被保険者に該当すると判断し、資格取得日の訂正手続とともに当該保険料の還付手続を行ったものと考えられ、適正な事務処理であったとは認め難く、申立期間については、国民年金の納付済期間とすることが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和29年6月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月15日から同年10月23日まで
昭和29年3月17日から平成7年6月20日までの間、A社に継続勤務し、厚生年金保険に加入していたはずである。申立期間の被保険者記録が欠落しているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社が保管する申立人に係る人事関係書類及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日について確認できる人事記録等はないが、同僚の証言から、申立人は、申立期間において、A社D工場（後に、同社B工場と変更）に勤務していたことが認められる。このことから、同社B工場における資格取得日については、同社本社における資格喪失日と同日の昭和29年6月15日と認めることができる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和29年10月の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は不明としているが、事業主から申立人の申立てどおりの被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に厚生年金保険被保険者報

酬月額算定基礎届が提出されることとなるが、いずれの機会においても社会保険事務所(当時)がこれを記録しないことは考え難いことから、事業主が、昭和 29 年 10 月 23 日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 6 月から同年 9 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格取得日は、昭和40年10月21日であると認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和44年8月4日に訂正し、同年7月の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年10月21日から同年10月27日まで
② 昭和44年7月5日から同年8月4日まで

私は、昭和34年4月にA社に入社して以来、平成9年1月に同社を退職するまでの間、途中で休職や退職したことはない。しかしながら、私の厚生年金保険の加入期間が欠落している箇所が2箇所ある。申立てに際し、給与から厚生年金保険料が継続して控除されていたことを証明する給与明細書を提出する。

同社での空白期間について、厚生年金保険の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された人事記録及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、当該人事記録によると、A社C支店から同社B支店への異動日は、昭和40年10月21日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社B支店における資格取得日は、昭和40年10月21日と認められる。

申立期間②について、事業主から提出された人事記録、雇用保険の被保険者記録及び申立人が所持している昭和44年8月分の給与明細書により、申立人がA社に継続して勤務し（同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

なお、A社B支店における資格喪失日については、同社が保管する人事記録及び申立人が所持する給与明細書における所属店欄の番号により、申立期間において同社B支店に勤務していたことが確認できることから、同社C支店における資格取得日と同日の昭和44年8月4日と認めることができる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年8月の給与明細書において確認できる同年7月分の保険料控除額から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付していたとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和42年4月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月28日から43年6月1日まで

昭和42年1月にC社（現在は、D社）に入社、同年4月に関連会社のA社B工場に異動し、その後、52年2月ごろまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場の関連会社であるD社の総務担当者、申立期間当時からC社に勤務している同社の代表取締役及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間においてC社及びA社B工場に継続して勤務していたことが認められる。

また、D社から提出された社史によると、A社B工場は、Eグループの1社であり、両社は同一グループ会社であることが確認でき、オンライン記録によると、A社B工場は昭和42年5月1日に厚生年金保険新規適用事業所となっている。

さらに、D社の代表取締役及び総務担当者は、「A社B工場は廃業したため、保険料控除が確認できる資料等は残っていないが、申立期間当時、同工場の従業員は100人以上いたので、申立人の厚生年金保険料も控除されていたのではないかと思われる。」と述べており、異動に伴い、保険料控除が中断するような事情も見受けられない。

加えて、同僚の一人は、「昭和42年4月に申立人を含め5人がC社から異

動したが、一緒に異動した総務担当者は多忙であったため、現地採用者の厚生年金保険の手続を優先し、そのまま忘れられてしまったか、異動後間もなく亡くなったため、厚生年金保険の手続が滞ったのではないかと思われる。」と述べている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、A社B工場において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、異動日については確認できる資料は無いものの、複数の同僚及びD社の代表取締役はA社B工場が操業を開始した昭和42年4月ごろに異動した旨を述べていることから判断すると、申立人のA社B工場における資格取得日は、C社における資格喪失日と同日の同年4月28日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和43年6月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社B工場は昭和42年5月1日に適用事業所となっており、それ以前は申立期間の一部を含めて適用事業所としての記録が無い。

しかし、複数の同僚及びD社の総務担当者の回答から、A社B工場は、法人事業所として昭和42年4月から本格的に操業を開始し、操業時の従業員は少なくとも10人以上いたと認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社B工場は既に厚生年金保険の適用事業所で無くなっており、事業主も既に死亡していることから確認することはできないが、事業主は、申立人の申立期間のうち、昭和42年4月28日から同年5月1日までの期間については、当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められる。また、申立期間のうち、同年5月1日から43年6月1日までの期間については、事業主による申立てどおりの被保険者資格取得届や申立期間に行われるべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が43年6月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る42年4月から43年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 23 年 4 月 24 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については 600 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 3 月 24 日から同年 8 月 1 日まで

私は、昭和 23 年 3 月 24 日に A 社に入社し、61 年 7 月 31 日に退職するまで継続して勤務した。59 年 10 月に厚生年金保険記号番号が二重に払い出されていたことが判明し、B 社会保険事務所（当時）において、以前の番号を取り消し、新しい番号が付番された。しかし、その時に年金手帳の「初めて被保険者となった日」が 23 年 4 月 24 日から同年 8 月 1 日に変更されてしまい、申立期間の記録が失われたので、A 社における資格取得日の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和 23 年 4 月 24 日から同年 8 月 1 日までの期間については、雇用保険の記録により、申立人が A 社に継続して勤務していたことが認められる。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当初、申立人の資格取得年月日及受理番号欄は「23.4.24」と記載されていたものが、当該欄に上から紙を貼って「23.8.1」に訂正されており、申立人のほかに複数の被保険者について、申立人と同様に資格取得日が「23.8.1」に訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人が所持する厚生年金保険記号番号が変更される前の年金手帳（写し）には、記号・番号欄の横には管轄の社会保険事務所を示す「C」のスタンプが押印されており、初めて被保険者となった日欄には「昭和 23

年4月24日」と記載されている上、申立人と同様に資格取得日が訂正されている同僚のうち一人が保管している厚生年金保険被保険者證の資格取得年月日欄にも、当該被保険者名簿において訂正されている年月日とは異なる日付が記載されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和23年4月24日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和23年4月の社会保険事務所の記録及び22年6月1日から23年7月31日までの期間に適用された標準報酬月額等級表から、600円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち昭和23年3月24日から同年4月23日までの期間については、申立人の雇用保険の資格取得日は同年4月23日であることが確認できる上、56年6月27日付けの厚生年金基金退職年金裁定請求書におけるいままでの勤務先欄には「A社 S23.4～」と記載されており、当該期間において申立人が勤務し給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できない。

また、当該事業所において申立期間当時の人事記録は残っておらず、申立人について入社日を特定することが困難である上、当該事業所は、正社員となるまでに当時はアルバイトか試用期間があったとしており、また、同僚の証言によると、アルバイトの期間を経て正社員となったとしている。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間のうち昭和23年3月24日から同年4月23日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年5月から3年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月から3年6月まで
20歳になった時は大学生で国民年金制度についての知識はなかったが、母が私の国民年金に未納期間があることに気付いた時に、10万円以上の過去の保険料をまとめて納付してくれた。

申立期間について未納とされていることに納得できないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成5年7月29日に払い出されていることが確認でき、それ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い。

また、オンライン記録により、平成3年7月から4年3月までの保険料（合計8万1,000円）を5年7月22日に、4年4月から5年3月までの保険料（合計11万6,400円）を同年8月10日に過年度納付された記録が確認できることから、過年度納付が可能であった期間の保険料を二度に分けて納付したものと推認できる。

さらに、申立人は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、それらを納付したとされる申立人の母は、「まとまった金額の保険料を一括して納付した。」と述べているが、具体的な時期などについては記憶があいまいである。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から5年5月まで

会社を退職後、市役所で国民年金の加入手続を行った。その後、市役所から納付書が送付されたので、金融機関の窓口で納付し、領収書を受け取った。国民年金に未加入とされているのは納付できないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後、自ら市役所で国民年金の加入手続を行ったとしているが、当該市役所及び年金事務所に申立人の国民年金の加入記録が無く、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立人の母が保管している預金通帳には、健康保険料及び市税の支払いをうかがわせる記述が残っているが、国民年金保険料に関する記述は無く、国民年金保険料を納付していれば同様の記述があると考えるのが自然である。

さらに、申立人は、「申立期間当時は父の健康保険の被扶養者となっていた。」としているが、退職した会社の健康保険組合の任意継続被保険者であったことが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 61 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 61 年 6 月まで

大学卒業後、就職先の会社の研修で国民年金に加入するようとの説明があり、市役所へ加入手続に行った。年金手帳はもらわなかったが、市役所から送付されてきた納付書を用い、毎月、市役所の窓口で保険料を納付した。きちんと納付しているはずなので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和 61 年の確定申告書（控）を見ると、国民年金の支払保険料欄に、3 万 5,500 円と記載されていることが確認できる。この金額は、納付記録が確認できる同年 7 月から同年 11 月までの保険料に一致し、申立期間の保険料は含まれていないものと推認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 7 月 9 日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、当該払出し時点で、国民年金被保険者資格を同年 7 月 3 日に取得しているため、資格取得日より前の期間である申立期間は未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、申立てどおり申立期間の保険料を納付するには、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要となるため、加入手続を行ったとしている期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿をすべて視認した上、オンライン記録を基に旧姓を含む複数の読み方で氏名検索を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている記録は見当たらなかった。

加えて、申立人は、国民年金と国民健康保険の加入手続を同時に行ったとしているが、申立人が申立期間居住していた市において申立人の国民健康保険の加入履歴は確認できなかった。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 54 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 54 年 1 月まで
結婚のために銀行を退職した後、実家に国民年金の払込票が届いたため、母が私の代わりに国民年金保険料を払っていた。
申立期間に未納はないと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、銀行を退職した際に母が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付してくれたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 54 年 3 月 26 日に払い出され、同年 2 月 8 日に任意加入者として資格を取得していることが確認でき、それより前の期間である申立期間は未加入期間となることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間を含む昭和 53 年 4 月から 54 年 2 月までの間に、A 県 B 市で払い出された国民年金手帳記号番号の払出簿には、旧姓を含む複数の読み方で氏名検索を行ったが、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、実際に納付したとする申立人の母は当時の記憶がないことから、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 7 月から 60 年 3 月までの期間及び 62 年 10 月から平成元年 3 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 7 月から 60 年 3 月まで
② 昭和 62 年 10 月から平成元年 3 月まで

20 歳になった昭和 59 年*月に、母が私の国民年金への加入手続及び申立期間①の保険料免除申請をしてくれた。

申立期間②については、仕事を辞めた昭和 62 年 10 月ごろに A 市役所で、国民健康保険への加入手続と国民年金への再加入手続及び保険料免除申請を行った。

申立期間①及び②について、免除ではなく未納と記録されているのは納得できない。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、国民年金への加入手続及び国民年金保険料の免除申請については、昭和 59 年*月に、申立人の母が行ってくれたと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、63 年 1 月 12 日に職権適用にて払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、当該払出日より前の期間である申立期間は、当時から未加入期間であったため、制度上、国民年金保険料の免除申請手続をすることはできない。

また、保険料免除申請手続を行うためには、昭和 63 年 1 月 12 日に払い出された国民年金手帳記号番号とは別の番号が必要となるが、オンライン記録を基に複数の読み方で氏名検索を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている記録は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金への加入手続及び保険料免除申請手続に直接関与していない上、これらを行ったとする母にヒアリングを行うことができ

ず、加入手続及び保険料免除申請手続の詳細は不明である。

申立期間②について、申立人は、昭和 62 年 10 月に会社を退職後、A 市役所で国民健康保険の加入手続を行った際、国民年金の再加入手続及び保険料免除申請をしたと述べているところ、国民健康保険については同年 11 月 30 日届出と記録されている一方、国民年金については同年 12 月 28 日職権適用と A 市の国民年金被保険者名簿に記録されていることから、両手続を同日に行ったとは考え難い上、申立人の記憶もあいまいで、保険料免除申請手続の状況が不明である。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている記録は見当たらない上、国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに国民年金保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 12 月から 55 年 8 月までの期間、同年 10 月から 59 年 3 月までの期間及び平成 8 年 8 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 12 月から 55 年 8 月まで
② 昭和 55 年 10 月から 59 年 3 月まで
③ 平成 8 年 8 月から同年 9 月まで

私は、昭和 54 年 12 月に厚生年金保険の適用事業所である会社を退職したのを契機に、国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、継続して納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかないので調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、昭和 54 年 12 月に厚生年金保険の適用事業所である会社を退職したのを契機に、申立人が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、59 年 3 月 8 日に払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人はこのころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、オンライン記録及びA町の国民年金被保険者名簿によると、そのいずれにも、申立期間①及び②について、未納とされていることが確認できることから、行政側の記録管理に不自然な点はうかがえない。

申立期間③について、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付するためには、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行う必要があるが、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続についての記憶があいまいである上、申立期間③において、A町の国民健康保険の加入記録により国民健康

保険に加入していないことが確認でき、また、オンライン記録により健康保険の任意継続もしていないことが確認できることから、厚生年金保険から国民年金への切替手続もしなかったものと考えられる。

このほか、申立人は、国民年金保険料の納付は自身で行っていたとしているが、納付金額、納付場所等についての記憶は明確ではない上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 5 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月から 50 年 3 月まで

父親の代から自営業であったため、将来的に年金が必要という認識があり、父親が私と弟達の国民年金の加入手続をしてくれた。事業の経理も行っていた父親からは、兄弟全員分の保険料をすべて納付したと聞いている。末の弟が 20 歳からきちんと納付記録があることから、私の保険料も 20 歳から納付されているはずなので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳の時から父親が保険料を納付してくれているはずと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は昭和 50 年 1 月 10 日に払い出されており、ほかに手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、申立人が所持する国民年金手帳の発行日は 49 年 11 月 28 日と記載されていることから、申立人はこのころ初めて国民年金に加入したと考えられ、申立内容とは符合しない。

また、申立人は昭和 34 年生まれの末の弟が 20 歳の時から納付記録があることをもって、申立人自身の国民年金保険料も 20 歳の時から父親が納付していたはずと主張しているが、申立人のほか 28 年生まれの弟についても 20 歳から未納期間がある上、申立人が国民年金に加入したと考えられる 49 年 11 月ごろにおいては、28 年生まれの弟も既に 20 歳を超えているが、国民年金の加入手続をした記録は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間のうち昭和 45 年 10 月から 46 年 1 月までの期間については、厚生年金保険に加入していることから、申立期間当時に国民年金に加入し保険料が納付されていたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間について、国民年金保険料を納付していたこと

を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 896 (事案 470 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 7 月、40 年 2 月から 41 年 11 月までの期間、44 年 3 月から 50 年 6 月までの期間及び 51 年 1 月から平成 14 年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 7 月
② 昭和 40 年 2 月から 41 年 11 月まで
③ 昭和 44 年 3 月から 50 年 6 月まで
④ 昭和 51 年 1 月から平成 14 年 4 月まで

私は、昭和 52 年から 53 年にかけて、A 国政府の B 施設建設プロジェクトに携わった際、同国から海外送金により二度に分け、それまでの未納分と将来 60 歳になるまでの期間の国民年金保険料を C 町役場に納付したにもかかわらず、年金記録では当該期間が未納とされている。

前回の申立てについて認められず、納得できないので再調査してほしい。また、今回は、国民年金保険料の納付記録について、国民年金手帳記号番号での調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 60 歳になるまでの期間の保険料を納付する制度は申立人が海外送金をしたとする昭和 52 年には既に廃止されており、将来の保険料を納付することは不可能であったこと、ii) 52 年及び 53 年は特例納付実施期間に該当しておらず過去のすべての未納分の保険料を納付することは不可能であったこと、iii) 当時の C 町役場は海外からの送金については指定金融機関を必ず経由するため、口座を指定せず直接役場に海外から送金するのは不可能であったこと、iv) 申立人が送金した根拠であると主張するパスポートの記載は、海外の金融機関において両替をした旨の記載であり、国民年金保険料として送金したとまでは言い難いこと等として、既に委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 18 日付け年金記録の訂正は必要でな

いとする通知が行われている。

申立人は、前回の申立ては、厚生年金保険の番号に基づく調査結果による審議であったため納得できず、今回の申立ては、昭和 52 年及び 53 年当時の国民年金手帳記号番号に基づく調査を希望する旨再申立てをしているが、当該国民年金手帳記号番号は平成 9 年に基礎年金番号制度が開始された際に適正に申立人の基礎年金番号に統合されており、前回の申立てにおいて、既に当該国民年金手帳記号番号に基づく調査は実施済みである。

したがって、今回の申立てにおいて、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から同年8月まで

私は、平成4年9月に厚生年金保険の適用事業所である会社を退職したのを契機に、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。国民年金保険料は、継続して納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかないので調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年9月から継続して国民年金保険料を納付していたと主張しているが、オンライン記録により、申立人は5年3月までの国民年金保険料を納付することにより、保険料納付済期間が国民年金の加入可能月数（384 か月）となり、申立人は、申立期間の始期において既に満額の老齢基礎年金を受給できる資格を有していたことが確認できる上、A市では、「60歳到達による国民年金被保険者資格の喪失以前に国民年金の加入可能月数に達する期間の保険料を納付した被保険者に、これ以上納付しても年金額が増加しない旨の通知を行っていたと思われる。」と回答していることから、当該通知により、申立人が、申立期間における国民年金保険料を納付しなかった可能性が考えられる。

なお、制度上、60歳に到達するまでの期間が申立人の国民年金加入期間となるが、申立人は、生年月日から、老齢基礎年金の額の計算の特例（昭和60年改正国民年金法附則第13条）に該当するため、申立人の国民年金の加入可能月数は384か月であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付しなくても老齢基礎年金は満額支給となり、加入可能月数を超えて納付しても老齢基礎年金額の増加は無い。

また、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿によると、そのい

ずれにも、申立期間について、申立人の国民年金保険料は未納となっており、行政側の記録管理に不自然な点はうかがえない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月ごろから 50 年 3 月ごろまで

A社に昭和 43 年 2 月から 50 年 3 月までのうちの 5 年間働いていたことは、家族及び事業所の近隣の人が知っている。厚生年金保険の被保険者記録が消されていることに納得できないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、業務内容及び同僚の氏名などを具体的に記憶していること、及び同僚の証言から判断して、期間は特定できないものの、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主は、「A社は、昭和 36 年の創業当初から法人事業所になるまでの間は従業員が数人の個人事業所であり、厚生年金保険の適用事業所であったか否かは覚えていない。」としている。

また、A社が、法人事業所であるB社として厚生年金保険の適用事業所となった昭和 48 年 5 月 1 日に、複数の同僚が厚生年金保険の資格を取得していることが当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できるが、申立人の氏名は確認できない。

さらに、申立期間に当該事業所に勤務していた複数の同僚に照会したが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとする証言は得られなかった。

加えて、申立人は昭和 42 年 4 月から 60 歳到達までの期間の国民年金保険料を完納している上、同年 4 月 1 日から平成 20 年 4 月 1 日に後期高齢者医療制度の被保険者となるまでの間、国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月1日から平成2年3月31日まで
A共済組合B事業所を定年退職したが、退職後も3年間継続して勤務した。最初の2年間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。確認して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A共済組合のB事業所が発行した在職期間証明書により、申立人が申立期間において、当該事業所に臨時職員として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A共済組合C支部に照会したところ、申立人は、昭和63年4月1日に当該組合員資格を喪失後、任意継続組合員資格を取得し、平成2年4月1日に当該資格を喪失したことが確認できる。

また、申立ての事業所は、厚生年金保険及び政府管掌健康保険の適用事業所であり、申立期間において、A共済組合の任意継続組合員資格を有しながら厚生年金保険及び政府管掌健康保険に加入、又は厚生年金保険のみに加入していたとは考え難く、任意継続組合員の資格喪失後、厚生年金保険及び政府管掌健康保険の資格を取得したと推認できる。

さらに、雇用保険の被保険者記録は厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月 1 日から平成 11 年 7 月 1 日まで

A社に勤務していた期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、支給されていた給与の額と相違している。給与明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が所持する昭和 60 年 9 月、61 年 12 月、62 年 3 月及び平成 11 年 4 月の給与明細書により、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を超える報酬月額（総支給額）を得ていたことは確認できる。

しかし、当該給与明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、申立期間のうち、昭和 60 年 9 月、61 年 12 月、62 年 3 月及び平成 11 年 4 月以外の期間については、給与明細書等が無く、厚生年金保険料の控除額が確認できない。

さらに、申立期間当時、申立人と同じ職種であったとされる複数の同僚の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当た

らない。

加えて、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録に、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められず、ほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月31日から同年10月15日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間のA社（現在は、B社）における厚生年金保険の加入記録が無いとの回答であった。

A社には、直前に勤務していたC社の同僚2名と共に昭和37年8月31日から勤務していたので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社には、直前に勤務していたC社の同僚2名と共に昭和37年8月31日から勤務していたと主張している。

しかしながら、当該同僚2名のうち1名は、C社における厚生年金保険の資格喪失日が昭和37年9月*日となっており、申立期間の一部は、C社で厚生年金保険の加入記録が継続している上、「C社を退職してからA社へ入社するまでの期間及び入社日は覚えていない。」と証言している。

また、当該同僚2名のA社における厚生年金保険の資格取得日は、申立人と同様に昭和37年10月15日となっており、健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人及び同僚2名に係る同資格取得届が同年10月19日にA社から提出されたことが確認できる。

さらに、申立期間の直前にA社に入社したとする他の同僚は、「私のA社における入社月と厚生年金保険の加入月は同月である。」と証言しており、A社における他の従業員の厚生年金保険の加入記録は、前事業所から途切れることなく継続している者が複数確認できることから判断すると、A社では、試用期間は無く、入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させていたことがうかがえ、申立人の入社日と厚生年金保険の資格取得日は、ほぼ一致する

ものと考えられる。

加えて、B社は、当時の関係資料を保管しておらず、申立人が申立期間に申立ての事業所において勤務していたこと、及び厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 11 月から 54 年 6 月まで

昭和 53 年 11 月に A 社（現在は、B 社）C 支店から同社 D 支店に転勤となったが、標準報酬月額が転勤前の 32 万円から 12 万 6,000 円に減額されている。通常の転勤で給料が大きく変動することはなかったため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された申立人に係る社員台帳によると、A 社 D 支店に転勤した時点の申立人の基本給と職務手当の合計金額は 29 万円を超えていることが確認できる。

しかし、E 企業年金基金から提出された申立人に係る加入員台帳によると、申立期間の標準報酬月額は 12 万 6,000 円と記録されており、厚生年金保険の記録と一致していることが確認できる。

また、E 企業年金基金の担当者によると、「申立期間当時、資格取得に係る届書は複写式で、社会保険事務所（当時）、厚生年金基金及び健康保険組合へは同一内容の書類が提出されており、申立人については、基金と国の記録が一致していることから、事業所から記録どおりの届出があったと思われる。」と述べている。

さらに、A 社 D 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、他支店からの異動に伴い、同支店で申立人と同じ昭和 53 年に被保険者資格を取得している者は申立人を含め 9 人確認できるが、うち 8 人については同支店の資格取得時の標準報酬月額が転勤前よりも低くなっており、いずれもその後の随時改定や定時決定で大幅に改定されていることがオンライン記録で

確認できる上、同被保険者名簿及びオンライン記録によると、標準報酬月額をさかのぼって訂正した形跡は無く、社会保険事務所において不合理な処理が行われた状況はうかがえない。

加えて、A社D支店における資格取得時の標準報酬月額の取扱いについて、B社及び複数の同僚に確認したが、いずれも不明としており、当時の状況について確認することができない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立てに係る標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月 1 日から平成 2 年 3 月 26 日まで
私は、昭和 63 年 9 月から平成 2 年 3 月まで A 事務所に勤務した。

同事務所に勤務していた期間、私を含む同事務所のすべての社員が給与から厚生年金保険料を控除されていた。同事務所で勤務していた間の年金記録について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 事務所の同僚の名前、従業員の数及び給与の額を具体的に記憶していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同事務所で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人が勤務していたと主張する A 事務所は、オンライン記録によると、申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっていない上、当該申立期間に係る雇用保険の加入記録も確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚の連絡先は不明であり、申立人の当該事業所における勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できない。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年1月1日から20年2月21日まで

私は、申立期間中に軍事用途で船に乗っていた際、魚雷に当たり、船から投げ出されたが、幸いにも助けてもらい、別の船に乗って働いていた。申立期間について、A社（現在は、B社）に継続して勤務し、全部で5隻の船に乗っていたが、2隻しか船員保険の加入記録がないのは納得できない。記録の訂正を求める。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る船員保険被保険者名簿によると、申立人はC船に係る船員保険の被保険者資格を昭和18年6月28日に取得、19年1月1日に喪失、D船に係る船員保険の被保険者資格を20年2月21日に取得、22年2月8日に喪失したと記録されており、申立期間における船員保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間当時、同社が船舶所有者となっているすべての船舶に係る船員保険被保険者台帳からも申立人の記録を確認できない。

また、B社は、当時の資料が残されていないため詳細は不明であると回答している上、申立期間に当該事業所に係る船員保険被保険者名簿において確認できる複数の被保険者はいずれも死亡又は所在不明であり、申立人の申立期間における乗船していた船の特定、勤務実態及び船員保険の加入状況について確認できる証言等を得ることができない。

さらに、A社に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間当時C船に乗船していたことが確認できる複数の同僚は、当該事業所で乗船していた船単位の船員保険加入記録はあるものの、当該事業所で継続した船員保険加入

記録は確認できない。これは、船員保険法の昭和 20 年 2 月の改正により、船員保険の被保険者の範囲が拡大されて下船中の船員も被保険者となるのは、同年 4 月 1 日からであることから、申立期間を含む同年 3 月 31 日までは、下船中の船員は被保険者になることはできない期間とされていたことによるものであると考えられる。

加えて、申立期間について、申立人が船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における船員保険料の控除をうかがわせることを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 849 (事案 208 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 3 日から 35 年 12 月 21 日まで
私は昭和 29 年 4 月 3 日から 35 年 12 月 21 日までA社B工場に勤務した。
脱退手当金を受け取っていないにもかかわらず、支給されたことになっている。

前回の申立てにおいて、脱退手当金支給記録の取消しを求めたが認められず納得できない。

今回、新たに労働組合が雇用関係の書類を保管し、脱退手当金の手続を行っていたこと、及びC県にA社の年金を管理している会社があるということも聞いたので再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場において、申立人と同時期に資格喪失した者のうち、受給資格の無い者を除いた全員に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても事業主により代理請求がなされたものと考えられること、また、脱退手当金は資格喪失日から約4か月後に支給されており、支給額についても計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえないうこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 11 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は労働組合が雇用関係の書類を保管し、脱退手当金の手続についても労働組合が行っていたと思うと述べており、また、当該事業所から年金管理会社があることの証言が得られたとしている。

しかし、当該事業所によると、「申立人が、申立期間当時勤務していた事業所は閉鎖されており関連する資料も無いので、労働組合が雇用関係の書類を保管し、脱退手当金の手続について関与していたかどうかは不明であ

る。」と回答している。

また、申立人が述べている「年金を管理している会社」とは、当該事業所の健康保険組合であり、同組合によると、「申立人について昭和 29 年に在籍していた記録は残っているが、退職日、資格喪失日及び脱退手当金請求手続については、記録が残っておらず不明である。」と回答している。

さらに、当該事業所は厚生年金基金を昭和 43 年 2 月 1 日に設立、平成 14 年 4 月 23 日に解散しているため、企業年金連合会に対して調査したが、申立期間は厚生年金基金設立前であるため、申立人の脱退手当金受給に関する記録は残っていない。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の備考欄及び厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金支給済みの番号が押印されている。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。